

「電話回線サービスおよび電話交換システムの更新」にかかる仕様書

平成24年9月

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

事務統括部

【本紙】

1. 本調達の目的と概要	3
1. 1. 目的	3
1. 2. 調達の範囲	3
(1) 電話回線サービスの更新	3
(2) 電話交換システムの機器調達と更新工事	3
(3) 機器等の適切な稼動調査	3
(4) 撤去工事	3
(5) 保守サービス	3
(6) 新規登録作業および導入機器の使用方法的説明	3
(7) その他	3
1. 3. 契約形態	3
(1) 電話回線サービス	3
(2) 主装置および電話機	4
1. 4. 納品物（関係書類等の作成および提出を含む）	4
1. 5. 納入期限	4
1. 6. 納入場所	5
2. 責任の所在	5
2. 1. 保証	5
(1) 動作保証	5
(2) 不具合に対する保証	5
(3) 瑕疵	5
2. 2. 秘密の保持	5
2. 3. 所有権等	5
3. 電話回線サービス	6
3. 1. 要件	6
(1) サービス種類	6
(2) 対象電話回線および回線種別	6
(3) サービス内容および付加サービス等	6
3. 2. 入札金額の算出について	7
(1) 月額固定料金（回線基本料金、付加サービス、ユニバーサル料金等）	7
(2) 通話料金	7
(3) 初期費用	7
4. 機器等構成要件	7
4. 1. 構成概要および前提条件	7
(1) 機器について	7
4. 2. 主装置	8
(1) 外形	8
(2) トラフィック条件	8
(3) ダイヤル条件	8
(4) 配線方式	8
(5) 収容回線数	8
(6) 番号計画	8
(7) 主な機能	8

(8) 停電時の対応	9
(9) 業務時間外の応答メッセージ対応	9
(10) 拡張性	9
(11) 構造等	9
(12) 保守／運用	9
4. 3. 電話機	9
(1) 電話機および数量	9
(2) 機能ボタン数	9
(3) ディスプレイ	9
(4) 主な機能	9
(5) 外形（ディスプレイ部分を除く）	10
(6) その他要件	10
5. 工事（設置、設定および関連する導入要件）	10
5. 1. 内容	10
(1) 電話回線サービス	10
(2) 主装置および電話機	10
5. 2. 設置条件	10
(1) 設置計画	10
(2) 機器、部材の撤去・廃棄について	10
5. 3. 設置・調整等作業	11
(1) 電話回線サービス	11
(2) 主装置および電話機	11
(3) 検査および検収	11
(4) 稼働時の立合い	11
6. 保守	12
6. 1. 契約期間	12
6. 2. 保守体制	12
(1) 修理対応	12
(2) 定期点検	12
(3) その他	12
7. その他	12
(1) 諸元	12
(2) 協議	12
(3) その他	12

【別紙】

* 入札参加資格結果連絡時に配付。

1. 本調達の目的と概要

1. 1. 目的

電話回線サービスおよび電話交換システム（主装置、電話機等）は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）職員等の執務に活用されており、本財団の自動車リサイクル業務の円滑な遂行に必要な不可欠なものである。しかしながら、現在使用している機器等は、導入後長期間を経過した今、保証期間が終了している。本調達では、機器等の刷新により安全・確実な運用を確保するものである。

あわせて、電話回線サービスの内容を見直し、電話料金の削減を図ると共に、請求や管理などの工数削減を行うものである。

1. 2. 調達の範囲

(1) 電話回線サービスの更新

電話回線引き込み工事、電話回線工事、電話回線接続機器（回線終端装置等）の設置調整等、本仕様書記載に基づく電話回線サービス提供にあたり必要なすべての作業を含む。

（使用イメージは別紙1を参照）

(2) 電話交換システムの機器調達と更新工事

本工事は、指定場所へ電話交換システム本体、電源装置、周辺機器等を設置し、各指定場所多機能電話機の取替えおよび、既設FAX機器回線への接続工事を行うものである。なお、配線工事は新規敷設工事を実施するものとする。

(3) 機器等の適切な稼動調査

(4) 撤去工事

本財団に設置されている電話交換システム本体、および電源装置、周辺機器、電話機等の撤去および廃棄を行う。また、不要になった付帯装置および、ケーブル類も撤去し、廃棄することとする。

(5) 保守サービス

(6) 新規登録作業および導入機器の使用法の説明

(7) その他

電話交換システムが現在と同様に使用できるようにするために必要な作業等

1. 3. 契約形態

(1) 電話回線サービス

電話回線サービスについては、毎月の使用料を請求書に基づき支払うものとし、サービス開始に伴い発生する初期費用は初回の使用料金に含むものとする。

①使用開始日

平成24年12月17日（月曜日）の午前7時より使用できること。

本調達については、最低利用期間を2年間と設定する。

②請求方法

毎月請求書を発行すること。

可能であれば、1電話番号の請求が、複数の請求書に分割されない方法をとること。

なお、電話番号毎に過去3ヶ月に遡って、電子データにより請求金額、通話明細を確認できること。

(2) 主装置および電話機

本調達にかかわる、上記電話回線サービスを除くすべてについては、以下の内容で賃貸借契約を締結するものとする。

①物件の内訳および数量

電話システム更新にかかる機器および導入作業等 一式
（「1. 2. 調達の範囲」の(1)を除くすべて。）

②賃貸借期間

検収日の翌日から72ヶ月間とする。

③賃貸借料の支払

賃貸借物件の検収後、貸主からの請求書により、毎月分の賃貸借料を支払う。

④賃貸借物件の使用場所

東京都港区芝大門一丁目1-30 日本自動車会館11階
公益財団法人自動車リサイクル促進センター内

⑤検収の条件

賃貸借物件については、「1. 2. 調達の範囲」に記したすべての機器の設置、設定等の完了確認をもって検収とする。ただし、検収後に瑕疵が認められた場合、受注者の責任および負担において対処すること。

「1. 4. 納品物」①以外の納品物については、「1. 5. 納入期限」に記した日にすべてがすべてがそろっていること、レビュー後の改定事項が反映されていることの完了確認をもって検収とする。

⑥保守料の支払

本財団は当該賃貸借物件の売主と「6. 保守」についての契約を締結し、毎月分の保守料を毎月分の賃貸借料とともに、貸主に翌月末までに支払う。保守契約期間は賃貸借期間と同様とする。

1. 4. 納品物（関係書類等の作成および提出を含む）

- ①本調達を満たす機器
- ②機器取扱説明書
- ③機器構成図、配線図
- ④内線等の設定内容
- ⑤作業完了報告書

なお、②～④は正・副1部ずつを冊子およびCD-ROMで納入すること。ただし、マニュアル類でCD-ROM化されていないものは冊子のみでも可とする。CD-ROM納品時のファイルは次のいずれかの形式を用いること。MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint（すべて2003以降の形式）

1. 5. 納入期限

「1. 2. 調達の範囲」の(1)を除く機器の設置は、平成24年12月16日までに完了すること。また、「1. 4. 納品物」①以外の納品物は、平成24年12月21日までに納入すること。詳細なスケジュールについては、本財団の担当者と協議のうえ確定するものとする。

1. 6. 納入場所

主装置の設置は、本財団執務室内のサーバ室（現在主装置を設置しているスペースを使用）とする。なお、IP電話を導入する場合、ラックに収めるハードウェアがある場合には、ラック使用を可とする。

電話機は、本財団執務室および会議室とする。

設置スペースは別紙2-1、2-2を参照。

2. 責任の所在

2. 1. 保証

本調達に係るすべての納品物の稼働・保守については、物品の製造者の如何に関わらず、受注者が一切の責任を負うこと。

(1) 動作保証

受注者は、納入した機器一式について要求仕様を満たす状態で正常稼働させること。

本番稼働前において、正常稼働させるために不足する部品等が判明したときには、受注者の責任および負担において不足する部品等を納入すること。

(2) 不具合に対する保証

電話交換システム機器について、本番稼働前に以下のような事項が発生した場合は、受注者の責任および負担において代替機への交換等を行い、正常稼働させること。

- ①機器の障害、不具合
- ②導入作業における過失

(3) 瑕疵

電話交換システム機器について、検収後1年以内に設計、製作および、工事不良によると認められる事故が発生したときは、受注者は無償で当該製品の修理または交換をすみやかに行うこと。

2. 2. 秘密の保持

本入札に関連する者（電話回線サービスの提供をする者および物件の貸主となる者および物件の売主となる者等）は、本調達において、本財団が提供する資料については、外部に漏洩しないよう、本財団の担当者の承認を得た上で、厳格に管理すること。

また、提供された資料は、作業完了後、確実に廃棄すること。

なお、個人情報の取扱いの詳細については、本財団ホームページ（<http://www.jarc.or.jp>）掲載の「個人情報保護に関する基本方針」に従うこと。

2. 3. 所有権等

- ①本調達にかかり、作成・変更・更新されるドキュメント類およびプログラムの著作権は、原則として本財団に帰属する。
- ②本調達にかかり、作成・変更・更新されるドキュメント類およびプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に本財団へ報告し、承認を得ること。
- ③本調達にかかり、第三者との間に著作権にかかる権利侵害の紛争が生じた場合には、受注者の責任および負担において一切を処理すること。

3. 電話回線サービス

3. 1. 要件

- (1) サービス種類
現状利用している回線交換方式の固定電話サービス、もしくは、IP技術を用いたサービスでの提案とする。
- (2) 対象電話回線および回線種別
別紙3-1、3-2を参照
- (3) サービス内容および付加サービス等
 - ①通話品質等
現在NTT東日本が提供する固定電話サービスと同等以上の通話品質を確保できること（FAX利用時も含む）。
 - ②通話対象
市内電話、市外電話、県外電話、国際電話、IP電話サービス、携帯電話、PHSとの通話、FAX通信が可能であること。
 - ③ダイヤルインサービス
ダイヤルイン回線数を41回線とする（別紙3-2の「必要ch数合計」から、項番3の1回線を除外した回線数。なお、別紙3-2の項番3につき、主装置の設定や配線等は本調達の範囲とする。）。
 - ④番号ポータビリティ
番号ポータビリティを利用し、現在利用中の番号と同一番号を引き続き利用可能とすること。
 - ⑤ダイヤル方法
事業者識別番号（00XY）を付与せずに提示の通話料割引が受けられること。
 - ⑥付加サービス等
現在利用中の無条件転送・不在転送等の転送サービス、およびナビダイヤルの着信先回線としての登録等の付加サービスが利用できること（別紙3-2を参照）。
なお、IP電話を提案する場合に、ナビダイヤル着信ができない場合には、要件を満たす代替の提案をすること。（例：アナログ回線、ISDN回線との混在による使用等）
また、当該費用も積算し、入札額に含めること。
 - ⑦緊急特番等への発信
NTT東日本が提供している緊急特番および3桁番号のうち、以下の番号が利用可能であること。
104番（電話番号案内）、110番（警察）、115番（電報受付）、117番（時報）、
119番（消防）、171番（災害用伝言ダイヤル）、177番（天気予報）、
184番（発信番号通知）、186番（発信番号非通知）
 - ⑧電話帳掲載等
電話帳への掲載および104での番号案内が可能であること。
ダイヤルインTEL番号が、発信時に相手先へ通知できることおよび着信時に相手先番号が内線電話機（表示器付のもの）に表示できること（非通知発信、非通知着信の場合はこの限りではない）。
 - ⑨障害対応
電話回線設備故障時に、24時間365日で故障受付ができること。

3. 2. 入札金額の算出について

入札金額は、月額固定料金、通話料、初期費用の合計額とし、積算条件は以下によるものとし、積算内容は、「電話回線サービス入札金額積算明細書（様式3-3）」に記載すること。また、様式3-3で算出された金額を「見積金額内訳書（様式3-2）」に転記し、その消費税額も記入すること。

(1) 月額固定料金（回線基本料金、付加サービス、ユニバーサル料金等）

- ①対象回線すべての月額固定料金を「電話回線サービス入札金額積算明細書（様式3-3）」に記載すること。
- ②回線種別ごとに、1か月分を記入し、年額については1.2倍し、6年分を算出するものとする。
- ③割引サービス、定額プラン等で月額固定料金が発生するものはあわせて記載すること。提案にあたっては、NTT東日本が提供する固定電話（回線交換方式）の基本料金等も含んで提案すること。

(2) 通話料金

- ①「電話回線サービス入札金額積算明細書（様式3-3）」に従い通話料を算出すること。
- ②通話区分ごとの単価を記載すること（無料通話分および通話先キャリアを特定した割引サービスは除外し、距離に応じた割引サービスは除外しない）。
- ③通話区分ごとに「電話回線サービス入札金額積算明細書（様式3-3）」で提示した月間コール数に単価を乗じて1か月分の通話料金を算出し、年額については1.2倍し、6年分を算出するものとする。
- ④通話区分別の料金体系のわかる資料を添付すること。

(3) 初期費用

- ①対象回線すべての導入一時費用、ならびに本要件を満たすために発生する必要な導入一時費用を「電話回線サービス入札金額積算明細書（様式3-3）」にすべて記載すること。
- ②電話回線サービスに関する専用窓口による電話回線サービスの移転等の手続きを一元的に実施するための経費についても積算すること。当該費用も積算し、入札額に含めること。

4. 機器等構成要件

4. 1. 構成概要および前提条件

電話交換機は、電話交換機本体、電話機、電源装置、他周辺装置により構成され、内線相互通話および内線と外線間通話を行うことを主な目的とする。

本調達に付す機器の仕様は、以下のとおりとする。受注者は下記の仕様について検討したうえ、最適な機器を提案すること。

なお、本調達は機器のみではなく、調達した機器にて、本調達に合致したシステムを構築し稼働させることも調達の範囲に含まれる。

(1) 機器について

- ①当該物件の売主は、機器搬入前の出荷検査を十分に実施すること。
- ②本調達における機器については、国内市場への十分な導入実績を持つ機器とし、かつ保守を容易とする標準的な既製品であること。

- ③電話交換機、構内交換設備に関する技術基準および関係ある法令規格等を満足するものであること。
- ④調達物品は中古品でないこと。
- ⑤導入後最低6年間は補修部材提供と修理が可能であること。
- ⑥機器の設置に必要なアダプタ等については、本調達の範囲内とする。
- ⑦受注者は、仕様書および仕様書の別紙に従い、支障なく設置が可能であることを確認すること。
- ⑧IP電話を提案する場合、適切且つコストメリットのあるIP回線を提案すること。
また、ゲートウェイは主装置に内蔵されていること。

4. 2. 主装置

- (1) 外形
サーバータイプでないこと。
- (2) トラフィック条件
内線電話機1回線あたりの標準発着呼量：6.0HC
- (3) ダイヤル条件
PB信号
- (4) 配線方式
スター配線
- (5) 収容回線数
 - ①局線数：42chを満たすことができる回線数
 - ②必要とする電話番号数：20番号
 - ③内線数：多機能電話機×96台（停電用電話機1台を含む。FAX5台を含まない）
 - ④上記①～③の回線以上の収容能力を持つこと。
詳細は、別紙4および別紙3-2を参照
- (6) 番号計画
 - ①内線番号：2～4桁設定
 - ②局線発信：ボタンによる使い分け
詳細は、別紙5を参照
- (7) 主な機能
 - ①内線に関する機能

<ul style="list-style-type: none"> ・内線相互接続 ・短縮ダイヤル ・話中転送 ・応答遅延転送 ・コールピックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・内線代表 ・電話帳 ・不在転送 ・同時呼出機能 ・コールパーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想（ダミー）内線 ・昼夜切替 ・発信／着信履歴 ・遠隔転送設定
--	--	--
 - ②局線に関する機能

<ul style="list-style-type: none"> ・発番号認証 ・追加ダイヤルイン ・ISDN回線収容 	<ul style="list-style-type: none"> ・PBXダイヤルイン ・サブアドレスダイヤルイン ・アナログ回線収容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトインライン
--	--	---

(8) 停電時の対応

電話交換機に停電用電池を設置し、停電時最大3時間動作保証し、切りかわること。

(9) 業務時間外の応答メッセージ対応

- ①自動切換えによる応答メッセージの再生（部署ごとに設定条件の変更）ができること。
- ②年間スケジュールの設定が可能であること。
- ③可能であれば、現在外付けで使用している留守番電話を撤去し、交換機側の機能で上記①、②を実現させること。

(10) 拡張性

- ①停電時のバックアップ回線として複数のアナログ回線またはISDN回線の追加が可能なこと（最低6回線分）。
- ②交換機装置のデータ設定および変更はPCかつ多機能電話機で設定可能なこと。

(11) 構造等

- ①専用ハードウェアにより高信頼性を確保し保守点検が容易な構造とする。また、設置方法は床設置とし、転倒防止に配慮すること。
- ②柔軟な拡張性を有し、内線として最大512ポートまでの拡張が可能なこと。
- ③使用部品は、欧州RoHS指令に適合し、有害物質を定められた閾値以上含有していないこと。
- ④ハードディスクレス構造であること。
- ⑤内線パッケージ等のパッケージ類は活線挿抜が可能であること。
- ⑥交換機のOSとして、Windows系、Linux系OSを採用していないこと。

(12) 保守／運用

各種データを定期的にコンパクトフラッシュ等にバックアップできること。

4. 3. 電話機

(1) 電話機および数量

- ①卓上型多機能電話機 96台
 - ②卓上型停電用多機能電話機 1台
- 詳細は、別紙4および別紙3-2を参照

(2) 機能ボタン数

24ボタン。24ボタンとは別にワンタッチダイヤル用のボタン6個以上を有すること。オンフックダイヤル、リダイヤルポーズ、保留、転送、フッキング、ワンタッチダイヤルおよび短縮ダイヤルを利用できる機能ボタンを有すること。

(3) ディスプレイ

- ①表示機能付であること。
- ②最低4行の表示が可能であること。
- ③漢字表記ができること。
- ④バックライト付きで可動式であること。

(4) 主な機能

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| ・着信ランプ | ・転送ボタン | ・再ダイヤルボタン | ・スピーカー |
| ・受話音量調整 | ・呼出音量調整 | ・着信音3音色以上 | ・ボイスメール |

- (5) 外形（ディスプレイ部分を除く）
 - ①卓上設置面積が180mm（W）×220mm（D）程度であること。
 - ②卓上からの高さが110mm（H）程度であること。
- (6) その他要件
 - ①ユニバーサルデザインの電話機とし、機能ボタンやディスプレイはバックライト付きであること。
 - ②不在着信や、新規のボイスメール受信があった場合には、ディスプレイ等で確認ができること。
 - ③電話機の利用状況によって適切な操作をサポートする機能（ソフトキー等）を有すること。
 - ④停電用多機能電話機は、多機能電話機と盤面（各ボタンの位置および形、数）、機能、操作性が同じこと。
 - ⑤発着信履歴をそれぞれ10件程度蓄積できること。
 - ⑥代理応答ができること。
 - ⑦各電話機には設定内容に合せた示名状を作成し、取り付けること（本財団の担当者と打合せのうえ作成すること）。

5. 工事（設置、設定および関連する導入要件）

5. 1. 内容

- (1) 電話回線サービス
 - ①電話回線引き込み工事
 - ②電話回線工事
 - ③電話回線接続機器（回線終端装置等）の設置調整等
 - ④その他、本仕様書記載に基づく電話回線サービス提供にあたり必要なすべての作業
- (2) 主装置および電話機
 - ①主装置の設置
 - ②多機能電話機、接続ケーブル等の設置および配線
 - ③内線番号の設定
 - ④留守番応答機能の設定
 - ⑤既設設備（機器・配線等）の撤去・廃棄
 - ⑥その他、本仕様書を満たすために必要なすべての作業

5. 2. 設置条件

- (1) 設置計画
 - ①作業の実施に当たり、業務に極力影響を与えないよう予め本財団の担当者と作業日時や作業方法等を協議のうえ、作業計画書を作成し、本財団の担当者の承認を得ること。
 - ②本作業の一部を外部の第三者に委託する場合は、事前に本財団の担当者の承認を得たうえで、受注者の責任において本仕様書に定める事項を遵守すること。
 - ③設置する機器の数量、サイズ、電源容量、必要なコンセント数を提示すること。
 - ④導入にあたり、関連業者等の立会いや設定変更等で発生する費用は積算のうえ、入札額に含めること。
- (2) 機器、部材の撤去・廃棄について
 - 今回の提案に付随する回線、機器、部材等の撤去・廃棄費用も積算し、入札額に含めること。

5. 3. 設置・調整等作業

(1) 電話回線サービス

- ①電話回線の変更作業にあたり受注者は、電話回線サービスの提供をする者および物件の貸主となる者および物件の売主となる者等で事前に十分調整し、作業を円滑に進めること。
- ②電話回線の切替え後に、十分に疎通試験を実施すること。
- ③電話回線の変更作業で発生した一切の事故および障害等は、受注者が対処方法を提案し、本財団の担当者の承認を得たうえで受注者の責任および負担において実施すること。
- ④導入にあたり、配管工事等の付帯作業が発生する場合は、すべて受注者が工事費用を負担すること。また、当該費用も積算し、入札額に含めること。
- ⑤電話回線サービスの提供にあたり、電源供給が必要となる機器の設置が必要になる場合、UPS等による電源のバックアップも用意すること。また、当該費用も積算し、入札額に含めること。

(2) 主装置および電話機

- ①搬入・設置工事の際は、各設備への破損については十分注意すること。なお、万が一破損等が発生した場合は速やかに報告するとともに、受注者の責任および負担において復旧作業を実施すること。
- ②納入期限までに、機器の配置、必要な配線、調整および動作確認を行い、使用可能な状態にすること。
- ③電話機のボタン割付、内線番号設定等の詳細作業内容については、本財団の担当者と打合せのうえ設定を行うこと。
- ④室内に露出するケーブル部分は、必要に応じ適切な部材等を用いて混雑を防ぐこと。
- ⑤電話回線種別の変更が必要となる場合があるので、通信事業者と切替作業等について十分打合せを行うこと。受注者は、電話回線サービスの提供をする者および物件の貸主となる者および物件の売主となる者等で協力し、本機器ならびに電話回線の疎通確認作業を円滑に実施すること。なお、これらの作業に係る費用については受注者が負担すること。
- ⑥本工事の施工、完成に必要な通信事業者への申請手続きは、受注者が代行すること。
- ⑦現地の作業に当たっては、その手法・手順等をビル管理者と協議すること。また、納入時の搬入車両、エレベーター等の寸法、重量制限や搬入方法、経路等について事前に確認しビル管理者に届けが必要な場合には所定の手続きをとること。
- ⑧本工事により発生する廃材等は、関係法令等に従い適切に処理すること。
- ⑨セットアップ作業および初期設定作業に必要な情報は、受注者が責任を持って管理し、外部への流出を防止する措置等を講ずること。

(3) 検査および検収

- ①機器据付工事完了後、総合試験を行い、通信ができることを確認すること。
- ②本仕様書に基づき検査を行い、合格をもって検収を行うこととする。検査には本財団の担当者が立ち会うこととする。
- ③納入検査の結果、導入機器の全部または一部に不合格品を生じた場合には、その代替品を別途定める期日までに納入すること。
- ④上記①から③の完了後に報告書を作成し本財団の担当者の承認を得ること。

(4) 稼働時の立合い

設定の不具合発生時に迅速な対応が行えるように、本番稼働開始当日に立ち会うこと。
導入機器の使用法の説明を本財団の職員に対して行うこと。

6. 保守

6. 1. 契約期間

賃貸借契約と同期間とする。

6. 2. 保守体制

(1) 修理対応

- ①主装置の障害に対し、オンサイト対応が可能な体制を有すること。
電話による問合せ対応時間は、月～金、9：00～18：00を原則とする。
ただし、祝祭日、年末年始（12／29～1／3）は除く。
- ②障害時における復旧の対応は、障害発生通知後180分以内に着手すること。
- ③保守拠点が東京23区内にあること。

(2) 定期点検

- ①電話交換システム機器の機能を完全に維持し、電気通信の円滑な運用を行うため、1年に1回程度の定期点検を行う（詳細は別途協議するものとする）。
- ②点検には、留守番電話を1年に1度スケジュール設定することを含む。

(3) その他

仕様変更工事は保守に含まない。ただし、依頼後2週間以内の対応が可能なこと。

7. その他

(1) 諸元

本機器を設置する場所等に関する諸元（設備設計書面および配線図、電源等）については、本財団が別途提示する仕様を参考とし、必要に応じて下見等を実施すること。

(2) 協議

本仕様書に記載のない事項であって、本調達に際し必要と認められる事項が発生した場合は、本財団の担当者と協議し、その指示に従うこと。

(3) その他

- ①契約は落札後、速やかに行うこととする。
- ②環境の変更等により、システム稼動時における動作保証が満たされなくなる場合、再度の設定変更等による対応を行い、動作保証を行うこと。この場合の費用は、受注者と本財団が協議のうえ別途調整する。
- ③この調達仕様書類の目的外使用は禁止する。

以上